■下水道事業特別会計

下水道事業は、水源保全と生活環境の向上のため、昭和49年に都市計画決定され、昭和55年に下水道法の事業認可を受けてスタートしました。平成29年度末、事業認可区域は220・3㌶で整備済みの区域は198・7㌶（90・2％）、整備済区域の住民の内91・5％が下水道を使用しています。

歳入決算は、前年度比2・5％増となり、歳出決算は、前年度比0・1％増となりました。

■介護保険事業特別会計

介護保険制度は、要介護認定・要支援認定を受けた方が利用したサービスの費用を国・県・町や被保険者の保険料で、それぞれ法律で定められた割合に応じて負担する仕組みとなっています。

介護給付費の総額は、前年度比8・0％増の8億8335万円となりました。

■用地取得特別会計

用地取得特別会計は、公共用地または公用地もしくはその代替地の先行取得事業の円滑な運営とその経理の適正を図るための会計です。

歳入歳出決算は、ともに0・2％減となりました。

■後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と65歳から74歳で一定の障がいがあると認定された方が対象です。

歳入決算は、前年度比5・1％増となり、歳出決算は、前年度比6・7％増となりました。

財政健全化法における指標と町債

健全財政を維持

財政健全化法とは、自治体の財政状況を指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取ることで、自治体の破たんを早期に是正するための法律です。

毎年度、自治体の決算などを基に算定した指標を公表し、指標が早期健全化基準（公営企業会計は経営健全化基準）、またはそれよりも悪化した場合の財政再生基準を超えたときには、それぞれ計画を策定し財政健全化（経営健全化）または財政再生に取り組まなければなりません。

松田町においては、実質公債費比率が、元利償還金の減少により**前年度比0・2ポイント減**となり、将来負担比率が、一般会計債の現在高減少などにより**前年度比9・0ポイント減**となり、いずれも改善されました。

平成29年度の町の指標は、**全てにおいて基準を大幅に下回っている**ことから、**財政の健全化は確保**されています。

○平成29年度における指標

※松田町の数値は、それぞれの早期健全化基準などに照らして、いずれも下回っているため、健全と判断されます

指　標	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
指標の説明	一般会計等の赤字を財政規模で除算したものです。赤字ではないため該当しません。	全会計合算の赤字を財政規模で除算したものです。赤字ではないため該当しません。	一般会計等が負担する町債の元利償還金を財政規模で除算したものです。	町が将来負担すべき町債残高などの債務を財政規模で除算したものです。	公営企業会計の資金不足を財政規模で除算したものです。該当する会計はありません。
平成29年度	―	―	※5.7%	※56.8%	―
平成28年度	―	―	5.9%	65.8%	―
早期健全化基準／財政再生基準	15.0%/20.0%	20.0%/30.0%	25.0%/35.0%	350.0%/–	20.0%/–

○指標算定における対象

一般会計等		一般会計 用地取得特別会計	実質赤字比率		将来負担比率
公営事業会計		国民健康保険事業特別会計 国民健康保険診療所事業特別会計 介護保険事業特別会計 後期高齢者医療特別会計		連結実質赤字比率	実質公債費比率
公営事業会計	公営企業会計	上水道事業会計 寄簡易水道事業特別会計 下水道事業特別会計	資金不足比率（会計ごと）		
一部事務組合		足柄上衛生組合、 足柄東部清掃組合など			
第三セクター		(有)みやまの里			

松田町の町債

公共施設の整備など、投資的事業は多くの資金を必要とし、また、これら事業の効果は長期間にわたり町民の皆さんが受けることになります。

そこで、**施設を利用する世代間の負担の公平、財政負担の平準化を図るため**、大規模な投資的事業などに対して、国や金融機関などから資金を借り入れるのが町債です。町債の発行によって得られる収入は歳入予算に計上され、必要な行政サービスが早期に実現されることを可能とします。

家庭で例えると、住宅ローンのようなものとお考え下さい。

平成29年度の一般会計では、保育所整備支援事業に対して400万円、小田原市広域斎場整備事業に対して1250万円、橋りょう長寿命化事業に対して1150万円、道路新設改良整備事業に対して3050万円、複合拠点施設整備事業に対して3370万円、町立小中学校整備事業に対して1520万円の借入れを行いました。
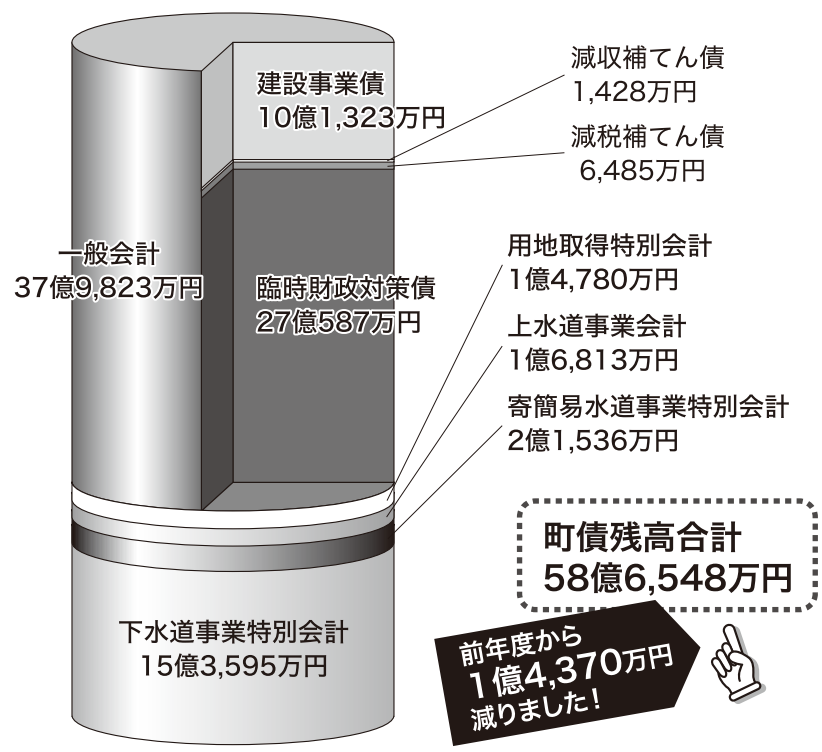
なお、これらのほかに、地方交付税の一部を補てんするための臨時財政対策債を1億9860万円借入れました。